

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 30 年 4 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1	一般統計調査の承認	1
2	一般統計調査に係る中止通知の受理	3
3	届出統計調査に係る届出の受理	
	(1) 新規	4
	(2) 変更	5

(注) 今月は、基幹統計調査の承認事案はなかった。

〔凡 例〕

1 編集方針

この資料（「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下「本月報」という。）」は、表紙に示した月の1か月間に総務省政策統括官（統計基準担当）が、統計法（平成19年法律第53号）に基づいて承認等の手続を行った統計調査の計画概要をまとめたものである。

なお、基幹統計（後記3（1）参照）の指定、変更又は解除があった場合には、巻末に参考として掲載することとしている。

2 法律名の表記

本月報の中で頻出する法律の名称については、基本的に、次に掲げる表記を用いている。

- 統計法（昭和22年法律第18号）→ 旧統計法
- 統計法（平成19年法律第53号）^{（注1）}→ 新統計法
- 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）^{（注2）}→ 旧統計報告調整法

（注1）旧統計法を全部改正したもので、平成19年10月1日に一部施行した後、平成21年4月1日に全面施行

（注2）新統計法の全面施行により廃止されたもの

3 用語

本月報の中で、頻出する用語の意味については、次のとおりである。

（1）「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する基幹統計をいう。

なお、旧統計法第2条に基づき指定された「指定統計」のうち、新統計法の全面施行の段階（平成21年4月1日）で作成されていたものの多くは、基幹統計に移行している。

（2）「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう（新統計法第2条第6項）。

（3）「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう（新統計法第2条第7項）。

（4）「届出統計調査」とは、旧統計法施行時にあっては、その第8条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいい、現在は、新統計法第24条第1項又は第25条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいう。新統計法で届出が求められているのは、地方公共団体（第24条第1項）及び独立行政法人等（第25条）^{（注3）}である。

なお、「届出統計調査」という用語は、新統計法の本則では用いられておらず（経過措置を規定する附則の中で、旧統計法施行時の用語として出てくるのみ）、本月報で用いている「届出統計調査」は、通称として用いているものである。

（注3）地方公共団体については、統計法施行令（平成20年政令第334号）第7条第1項の規定に基づき都道府県及び政令指定都市、独立行政法人等については、同令第8条第1項の規定に基づき日本銀行について、届出が求められている。

（5）「指定統計調査」とは、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう（旧統計法第3条）。

（6）「承認統計調査」とは、旧統計報告調整法の規定に基づき総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。新統計法施行後においても引き続き行われているものは、基本的に「一般統計調査」に移行している。

4 掲載項目の内容

本月報における基幹統計調査の承認に係る各項目の掲載内容は、次のとおりである。

一般統計調査の承認及び届出統計調査に係る届出の受理についても、これに準じ、そのうちの一部項目を一覧形式で掲載している。

【統計調査単位で掲載している項目】

調 査 名	統計法に基づき、総務大臣が承認した調査の名称を記載した。
承 認 年 月 日	総務大臣による承認年月日を記載した。
実 施 機 関	調査を実施する組織について、課室名まで記載した。
目 的	調査の実施目的を記載した。
沿 革	調査の起源及びその後の変更概要について記載した（一部の調査）。
調 査 票 の 構 成	調査で用いられる調査票の構成を記載した（調査票が多岐にわたるような場合には、調査の内容ごとに集約・区分している場合がある。）。
公 表	公表する際の媒体及び公表時期について記載した。
備 考	当該承認に係る変更時期など、調査に関する補足情報を記載した。

【「調査票の構成」で記載した調査票ごとに掲載している項目】

調 査 票	調査票様式のヘッダーに記された帳票の名称を記載した。
対象範囲（地域）	調査対象となるものの地域的範囲を記載した。
対象範囲（属性）	調査対象となるものの属性的範囲（地域を除く。）を記載した。
客体数／母集団数	回答を求められる報告者の数を記載するとともに、抽出調査の場合には、可能な限り、母集団の大きさについても併記した（全数調査については、客体数と母集団数が同じことから、母集団数は記載していない）。 調査が、報告者から報告を求める方法ではなく、実測により情報を収集する方法で行われる場合には、調査対象となる箇所数を示している。また、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合には、当該財の対象数を記載している場合もある。 なお、数の記載については、「千進法」による3けた区切りを基本としている。ただし、100万を超える場合は、「万進法」による漢数字を使用し、区切り符号としての「,」は用いていない。
選 定 方 法	報告者の選定方法を全数、無作為抽出、有意抽出の別によって示した。調査対象をグループ分けした上で、それぞれ異なった方式を採用している場合には、該当するものを全て記載した。
母 集 団 情 報	報告者の抽出に使用した母集団名簿を記載した（特に標本調査の場合）
配 布 ・ 取 集	調査票の配布・取集（回収）方法について、職員、調査員、郵送、オンライン等の別を記載した。複数の方法を併用している場合には、該当するものを全て記載した。
記 入	調査票への記入（又は入力）を報告者自らが行うものを「自計」、調査員や職員が行うものを「他計」、両者を用いるものを「自計・他計併用」と記載した。
把 握 時 間	調査の把握時点又は把握期間を記載した。
調 査 組 織	調査実施機関から報告者に至るまでの系統及び関係機関を記載した。調査対象と報告者の属性が異なる場合（例えば、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合）には、「報告者」の後ろに実際に報告を求められる者の属性をカッコ書きで示した。 (注)一部の基幹統計調査においては、新統計法第14条に規定する統計調査員のうち、一部の者を「指導員」として区分し、他の調査員の指導に当たるとともに、特別の事情により調査員が事務の一部を行うことができないときは、調査員に代わって当該事務を行うこととされている場合がある。このような調査については、「系統」欄において、「指導員・調査員」と併記しているが、「配布」「取集」欄においては、一括して「調査員」と表記している。
調 査 周 期	調査の実施周期を記載した。
実施期間又は提出期限	調査の実施期間又は調査票の提出期限を記載した。
調 査 事 項	報告者に対して報告を求める事項を記載した。

1 一般統計調査の承認

調査名	承認年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数(注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限	備考
木質バイオマスエネルギー利用動向調査	平成30年4月3日	農林水産省林野庁 林政部木材利用課	木質バイオマスエネルギー利用の動向を把握し、木質バイオマスエネルギーを利用した発電施設等における木材利用の推進、木材の安定供給、地域振興など森林・林業施策の推進に資するとともに、我が国の木材の需給状況を明らかにする木材需給表や森林・林業基本計画の作成等の基礎資料として活用することを目的とする。	全国	1	1,400事業所	全数	郵送 オンライン	1年	毎年4月下旬～ 6月上旬	
2020年国勢調査第2次試験調査	平成30年4月5日	総務省統計局統計 調査部国勢統計課	2020年国勢調査実施計画の立案に当たり、調査環境の変化に対地的確に対応するための調査方法等必要な事項を実地に検証し、実施計画の策定に必要な基礎資料を得ることを目的とする。	青森県黒石市、茨城県笠間市、東京都台東区、東京都世田谷区、愛知県名古屋市、大阪府大阪市、高知県高知市及び沖縄県那覇市	2	4,800世帯	有意抽出	調査員 郵送 オンライン	1回限り	平成30年6月3日～ 7月18日	
鉄鋼需給動態統計調査	平成30年4月5日	経済産業省製造産 業局金属課	【生産業者工場用】生産業者の工場における普通鋼鋼材の鋼材部門別の払出の実態を把握し、鋼材の需給状況を明らかにして、行政施策の基礎資料とすることを目的とする。 【生産業者本社営業所用・販売業者用】生産業者の本社営業所及び販売業者における普通鋼鋼材の鋼材部門別の受入・払出・在庫の実態を把握し、鋼材の需給状況を明らかにして、行政施策の基礎資料とすることを目的とする。	全国	2	410事業所	全数	郵送 オンライン	毎月	調査実施月の翌月12 日	
看護師等学校養成所入学 状況及び卒業生就業状況 調査	平成30年4月9日	厚生労働省医政局 看護課	保健師、助産師、看護師及び准看護師学校養成所の入学状況及び卒業生の就業状況等を把握し、看護行政上の基礎資料として活用することを目的とする。	全国	16	1,812校	全数	オンライン	1年	毎年4月下旬～ 5月中旬	
総合エネルギー統計補足 調査(電気事業者の発電 量内訳調査)	平成30年4月10日	経済産業省資源エ ネルギー庁長官官 房総務課戦略企画 室	電気事業者における発電端電力量、所内用電力量を発電種別に把握し、総合エネルギー統計(エネルギーバランス表)作成のための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	500企業	有意抽出	郵送 オンライン	1年	毎年6月20日～ 7月31日	
障害者雇用実態調査	平成30年4月23日	厚生労働省職業安 定局雇用開発部障 害者雇用対策課地 域就労支援室	主要産業の民営事業所の事業主に対し、雇用している身体障害者、知的障害者、精神障害者及び発達障害者の雇用者数、賃金、労働時間、職業、雇用管理上の措置等を産業、事業所規模、障害の種類、程度、障害者の年齢、性別に調査し、今後の障害者の雇用施策の検討及び立案に資することを目的とする。	全国 (一部の地域を 除く。)	1	9,400事業所	無作為抽出	調査員 郵送 オンライン	5年	平成30年6月1日～ 7月20日	
職種別民間給与実態調査	平成30年4月24日	人事院事務総局給 与局給与第一課	適正な公務員給与の検討を行うための基礎資料として、公務と共通する職務に従事する民間事業所の従業員に係る給与の実態を把握することを目的とする。	全国	4	12,500事業所	無作為抽出	職員 オンライン	1年	毎年5月1日～ 7月下旬	

調査名	承認年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数(注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限	備考
住宅市場動向調査	平成30年4月25日	国土交通省住宅局 住宅政策課	【注文住宅アンケート調査票、分譲住宅購入者アンケート調査票】個人の住宅建設又は購入に要する資金の調達方法、建築又は購入に当たり影響を受けたこと等についての実態を把握し、今後の住宅政策のあり方や住宅に関する予算、税制、融資の企画立案の基礎資料を得ることを目的とする。 【既存(中古)住宅購入者アンケート調査票】個人の既存(中古)住宅購入の実態を把握し、既存(中古)住宅関連税制の見直しに資することに加え、住生活基本計画に掲げる既存(中古)住宅の流通促進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。 【賃貸住宅入居者アンケート調査票】個人の賃貸住宅の入居についての実態を把握し、今後の賃貸住宅市場の動向分析や良質な賃貸住宅が継続的に供給されるための施策展開の基礎資料を得ることを目的とする。 【リフォーム住宅アンケート調査票】個人の増改築等についての実態を把握し、今後のリフォーム市場整備のための基礎資料を得ることを目的とする。	全国 三大都市圏： 首都圏（埼玉 県、千葉県、東 京都、神奈川 県）、中京圏 （岐阜県、愛知 県、三重県）、 近畿圏（京都 府、大阪府、兵 庫県） その他地域 （三大都市圏 に属する都府 県以外の道 県）	5	6,400人	無作為抽出	調査員 郵送 オンライン	1年	毎年9月上旬～ 12月下旬	
建築物リフォーム・リニューアル調査	平成30年4月25日	国土交通省総合政 策局情報政策課建 設経済統計調査室	建築物リフォーム・リニューアル工事の動態(受注ベース)及び工事内容を把握し、建設投資推計の精度向上及び建設施策に資するための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	2	5,000業者	全数 無作為抽出	郵送 オンライン	四半期	対象となる四半期の 翌月中旬	
民間企業における役員報酬(給与)調査	平成30年4月26日	人事院事務局給与 与局給与第二課	国家公務員指定職俸給表の適用を受ける職員の給与を総合的に検討するための資料を得ることを目的とする。	全国	2	3,600企業	無作為抽出	職員 郵送	1回限り	平成30年5月上旬～ 6月末	今後も継続的な実施が想定されているが、公表範囲の拡大の検討が必要であるとの観点から、1回限りで承認。
野生鳥獣資源利用実態調査	平成30年4月26日	農林水産省大臣官 房統計部生産流通 消費統計課消費統 計室	野生鳥獣の処理実態とともに食肉用等に係る市場規模を算出する等に必要なデータを把握し、鳥獣被害防止対策の一環として取り組まれる野生鳥獣の食肉等への利活用の推進に向けての施策の確立案や推進のための基礎資料を整備することを目的とする。	全国	1	650施設	全数	郵送 オンライン FAX	1年	毎年5月中旬～ 6月中旬	

注1)本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2)「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3)様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「延べ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。
なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。

2 一般統計調査に係る中止通知の受理

受理年月日	統計調査の名称	実施機関
H30.4.12	食品産業企業設備投資動向調査	農林水産省食料産業局企画課

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に対してなされた一般統計調査に係る中止通知の受理状況について掲載したものである。

3 届出統計調査に係る届出の受理

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
(1) 新規	下北地域における旅館、民宿等の観光客受入調査	平成30年4月9日	青森県下北地域県民局地域連携部	下北地域における旅館、民宿等の観光客受入状況を把握し、観光客受入れの促進に係る施策の基礎資料を得ることを目的とする。	青森県下北地域(むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村)	1	89事業所	全数	職員 郵送	1年	毎年4月16日～ 6月30日
	神奈川県における障害者の公共スポーツ施設利用状況調査	平成30年4月11日	神奈川県立体育センター事業部指導研究課、神奈川県教育局指導部保健体育課	神奈川県内の公共スポーツ施設における障害者スポーツの実施状況について把握し、本県の障害者スポーツ事業の方向性を検討するための基礎資料とすることを目的とする。	神奈川県全域	1	1,043施設	全数	オンライン	1回限り	平成30年5月7日～ 6月29日
	子どもの発達支援に関する調査	平成30年4月12日	名古屋子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課	発達に遅れや偏りのある子どもや保護者の支援施策の利用状況やニーズを把握し、名古屋市の子どもの発達支援施策に関する将来的な方針を検討する上での基礎資料を得ることを目的とする。	名古屋市全域	2	4,475人	全数	郵送	1回限り	平成30年4月20日～ 5月18日
	平成30年度 市民意識調査「市民主体のまちづくりについて」	平成30年4月18日	北九州市広報室広聴課	市政が「北九州市自治基本条例」の趣旨に沿って運営されているかを評価するに当たっての参考とするため、条例の認知度をはじめ、市民との情報共有や市政への市民参画、まちづくりやコミュニティの活動などに対する市民の意識を調査することを目的とする。	北九州市全域	1	3,000人	無作為抽出	郵送	1回限り	平成30年6月19日～ 7月16日
	茨城県サービス業調査	平成30年4月19日	茨城県政策企画部統計課	茨城県に所在する事業所におけるサービスの茨城県と他の都道府県間の取引状況を明らかにすることを目的とする。	茨城県全域	1	1,000事業所	有意抽出	郵送 オンライン	不定期 (原則として5年)	平成30年8月20日～ 9月30日
	大阪市民間企業従業員給与実態特別調査	平成30年4月19日	大阪市行政委員会事務局任用調査部任用調査課	大阪市内の正社員10人以上50人未満の事業所について、その給与等の状況を把握し、本市職員の給与と比較するための基礎資料とすることが可能な検証を行うことを目的とする。	大阪市全域	1	1,000事業所	無作為抽出	郵送	1年	毎年6月中旬～ 7月上旬
	神奈川県内大学等在籍留学生調査	平成30年4月20日	神奈川県国際文化観光局国際課	神奈川県内の大学等に在籍する外国人留学生の状況を把握し、県の留学生支援施策の推進のための基礎資料を得ることを目的とする。	神奈川県全域	4	223校	全数	郵送 オンライン FAX	1年	毎年5月下旬～ 6月下旬まで
	職種別民間給与実態調査付帯調査	平成30年4月20日	福岡県人事委員会事務局給与公平課	福岡県内にある民間企業の通勤手当の支給状況を調査し、本県職員の処遇のあり方の検討を行う際の基礎資料を得るため、職種別民間給与実態調査(人事院の一般統計調査)で調査事項とされていない事項について把握することを目的とする。	福岡県全域	1	414事業所	無作為抽出	職員 郵送 オンライン	1回限り	平成30年5月1日～ 6月18日
	職種別民間給与実態調査付帯調査	平成30年4月23日	長野県人事委員会事務局	地方公共団体の職員の給与等の勤務条件は社会一般の情勢に適応するように随時適当な措置を講じなければならないとする地方公務員法第14条の規定の趣旨に基づき、職種別民間給与実態調査で調査項目とされていない事項について把握することを目的とする。	長野県全域	1	183事業所	無作為抽出	職員	1回限り	平成30年5月1日～ 6月18日
	市外転出者に対する住まいのアンケート調査	平成30年4月23日	川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課	川崎市外へ転出した世帯の転出前後の住宅の状況、転出のきっかけや転出先の住宅を選んだ理由等を把握し、その動向の分析のための基礎資料を得ることを目的とする。	川崎市全域	1	1,500世帯	無作為抽出	郵送 オンライン	1回限り	平成29年9月23日～ 10月11日

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
(2) 変更	職種別民間給与実態調査 付帯調査	平成30年4月13日	山口県人事委員会 事務局	職種別民間給与実態調査で把握しない事項について把握することを目的とする。	山口県全域	1	159事業所	無作為抽出	職員	不定期	平成30年5月1日～ 6月18日
	神奈川県工業生産統計調査	平成30年4月17日	神奈川県統計センター	神奈川県の工業生産の動向を明らかにし、経済分析及び景気動向の基礎資料を作成することを目的とする。	神奈川県全域	1	40事業所	有意抽出	郵送 オンライン	毎月	翌月10日
	職種別民間給与実態調査 付帯調査	平成30年4月19日	大阪府行政委員会 事務局任用調査部 任用調査課	地方公共団体の職員の給与等の勤務条件は、地方公務員法第14条において、社会一般の情勢に適應するように随時適当な措置を講じなければならないとされている。そこで、職種別民間給与実態調査で把握しない事項について把握することを目的とする。	大阪府全域	1	150事業所	無作為抽出	職員	不定期	平成30年5月1日～ 6月18日
	職種別民間給与実態調査 付帯調査	平成30年4月20日	岐阜県人事委員会 事務局	適正な岐阜県職員の給与等について検討を行うための資料として、職種別民間給与実態調査(人事院実施の一般統計調査)において調査事項とされていない事項について把握することを目的とする。	岐阜県全域	1	127事業所	無作為抽出	職員	不定期	平成30年5月1日～ 6月18日
	給与、勤務条件等に関する 調査	平成30年4月23日	広島県人事委員会 事務局公務員課	地方公務員法の規定の趣旨に基づき、地方公務員の給与を民間の従業員の給与等と比較検討するための資料として、職種別民間給与実態調査(人事院実施の一般統計調査)で調査事項とされていない事項について把握することを目的とする。	広島県全域	1	252事業所	無作為抽出	職員	1年	毎年5月1日～ 6月18日
		平成30年4月26日	広島市人事委員会 事務局調査課								
	職種別民間給与実態調査 付帯調査	平成30年4月24日	新潟県人事委員会 事務局総務課、新潟 市人事委員会事務局	新潟県職員及び新潟市職員の諸手当について検討するため、人事院の一般統計調査である職種別民間給与実態調査の調査項目の附帯的事項として、民間事業所の諸手当の支給状況を把握することを目的とする。	新潟県全域	1	209事業所	無作為抽出	職員	1年	毎年5月1日～6月18日
	大阪府景気観測調査	平成30年4月25日	大阪府商工労働部 商工労働総務課	四半期ごとの大阪府内の民営事業所の景気動向を広く府民に公表するとともに、大阪府商工労働行政の施策立案の基礎資料を得ることを目的とする。	大阪府全域	1	6,500事業所	無作為抽出	郵送	四半期	5月、8月、11月、2月の それぞれ翌月中旬
	中小企業景況調査	平成30年4月26日	愛知県産業労働部 産業労働政策課	愛知県内中小企業の産業活動の動向に関する基礎的な事項について把握し、地域経済に関する施策の企画・立案及び効率的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。	愛知県全域	4	2,000企業	無作為抽出	郵送 FAX	四半期	5月末日、8月末日、11 月末日及び2月末日の それぞれ3日前頃から 10日間

注1) 本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が受理した届出統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2) 「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3) 様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「延べ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。
なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。